

企画競争説明書

業務名称：ナイジェリア国水道事業運営アドバイザー業務

案件番号：19a00748

【内容構成】

- 第1 企画競争の手続き
- 第2 プロポーザル作成に係る留意事項
- 第3 特記仕様書案
- 第4 業務実施上の条件

2019年12月18日
独立行政法人国際協力機構
調達部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3「特記仕様書案」、第4「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとしています。

第1 企画競争の手続き

1 公示

公示日 2019年12月18日（水）

2 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

3 競争に付する事項

(1) 業務名称：ナイジェリア国水道事業運営アドバイザー業務

(2) 業務内容：「第3 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款雛型：

() 成果品の完成を約しその対価を支払うと規定する約款
すべての費用について消費税を課税することを想定しています。

(○) 業務の完了を約しその対価を支払うと規定する約款
国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

(4) 契約履行期間（予定）：2020年2月～2022年2月

* 本件、「期分け」想定なし

4 窓口

〒 102-8012

東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル

独立行政法人 国際協力機構 調達部

契約第一課 三義 望 Miyoshi.Nozomu@jica.go.jp

注) 書類の提出窓口（持参の場合）は、同ビル1階 調達部受付となります。

5 競争参加資格

(1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることを認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程(総)第25号）第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程（平成20年規程(調)第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- ① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- ② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- ③ 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- ④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。

1) 全省庁統一資格

令和01・02・03年度全省庁統一資格を有すること。

2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

(4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成は認めません。

(5) 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いただく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し再確認します。

6 説明書に対する質問

(1) 質問提出期限：2019年12月25日(水) 12時

(2) 提出先・場所：上記4. 窓口

注1) 原則、電子メールによる送付としてください。

注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭での質問は、原則としてお断りしています。

(3) 回答方法：2020年1月6日(月)までに当機構ホームページ上に行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

7 プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：2020年1月17日(金) 12時

(2) 提出方法：郵送又は持参

注1) 郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限りです。

注2) 郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

(3) 提出先・場所：上記4. 窓口

(4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写 5部

見積書 正1部 写 1部

(5) プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき

2) 提出されたプロポーザルに記名、押印がないとき

3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき

4) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき

5) 虚偽の内容が記載されているとき

6) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

(6) 見積書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書(内訳書を含む。)正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」を参照してください。

URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

1) 「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

2) 以下の費目については、別見積りとしてください。

a) 旅費(航空賃)

b) 旅費(その他:戦争特約保険料)

c) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの

d) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの

3) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

a) 現地通貨 NGN 1 = 0.303090 円

b) US\$ 1 = 109.485000 円

c) EUR 1 = 120.522000 円

4) 以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください。なお、以下に示す定額は、すべて消費税抜きの金額です。また、業務実施に際して、各費目内訳の中で流用が可能です。

a) ワークショップ開催費：500千円/回

注) 上記の定額で想定される業務量(すなわち特記仕様書(案)の内容)を大幅に超える提案を行う場合であっても、プロポーザルでの提案は特記仕様書案の範囲を大きく逸脱しないものとし、それを上回る提案内容とそれに対する見積金額(見積書とは別に分けて見積ること。)については、見積書に同封(密封)して提案すること。当該提案については、契約交渉において、協議の対象とします。

8 プロポーザル評価と契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価(技術評価)を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html

(1) 評価対象業務従事者について

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

- 1) 評価対象とする業務従事者の担当専門分野
 - a) 業務主任者／財務分析・経営改善（2号）
 - b) 無収水対策計画（3号）

- 2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数
約 17M/M

(2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 若手育成加点

本案件においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

具体的には、評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

具体的には以下の計算式により、下表のとおり価格点を加算します。

最低見積価格との差に係る計算式：

$$\text{(当該者の見積価格} - \text{最低見積価格)} \div \text{最低見積価格} \times 100 (\%)$$

最低見積価格との差 (%) に応じた価格点

最低価格との差 (%)	価格点
3%未満	2.25点
3%以上 5%未満	2.00点
5%以上 10%未満	1.75点
10%以上 15%未満	1.50点
15%以上 20%未満	1.25点
20%以上 30%未満	1.00点
30%以上 40%未満	0.75点
40%以上 50%未満	0.50点
50%以上 100%未満	0.25点
100%以上	0点

(3) 契約交渉権者の決定方法

契約交渉権者は、以下の手順で決定されます。

- 1) 競争参加者の競争参加資格要件を確認。
- 2) プロポーザルをプロポーザル評価配点表に基づき評価。
- 3) 評価が60点未満であったプロポーザルを失格として排除。
- 4) 若手育成加点の対象契約である場合、要件を満たすプロポーザルに2点を加算。
- 5) 評価点が僅少（最高評価点との点差が2.5%以内）である場合、見積書を開封し、価格評価を加味。
- 6) 上記、1)～5)の結果、評価点が最も高い競争参加者が契約交渉権者に決定。

9 評価結果の通知と公表

提出されたプロポーザルと見積書は当機構で評価・選考の上、2020年1月31日(金)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に評価結果(順位)及び契約交渉権者を通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

- (1) プロポーザルの提出者名
- (2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ① コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ② 業務の実施方針等
- ③ 業務従事予定者の経験・能力
- ④ 若手育成加点*
- ⑤ 価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ

また、プロポーザルの評価内容については、評価結果の通知日から2週間以内に申込み頂ければ、日程を調整の上、説明いたします。なお、2週間を過ぎての申込みはお受けしていませんので、ご承知おきください。

10 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報(契約の相手方、契約金額等)を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

- (1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

- 1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること

イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

- 2) 公表する情報

ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名

イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

- 3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

- (2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

11 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

- (1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等(各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程(平成24年規程(総)第25号)に規定するところにより、これらに

準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。)である。

- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
 - ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
 - エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
 - オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
 - カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
 - キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
 - ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例(平成23年東京都条例第54号)又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。
- (2) 個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)(平成26年12月11日特定個人情報保護委員会)」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

12. その他留意事項

(1) 配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

(2) プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

(3) プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

(4) プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル(正)及び見積書(正)は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので、選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。連絡がない場合は当機構で処分します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

(5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

(6) プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

1) 調達ガイドライン(コンサルタント等の調達) :

当機構ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>

2) 業務実施契約に係る様式 :

同上ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html

第2 プロポーザル作成に係る留意事項

1 プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html

- (1) コンサルタント等の法人としての経験、能力
 - 1) 類似業務の経験
注) 類似業務：水道事業体等の経営改善及び無収水対策に係る各種業務
 - 2) 業務実施上のバックアップ体制等
 - 3) その他参考となる情報
- (2) 業務の実施方針等
 - 1) 業務実施の基本方針
 - 2) 業務実施の方法
1) 及び2) を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。
 - 3) 作業計画
 - 4) 要員計画
 - 5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容
 - 6) 現地業務に必要な資機材
 - 7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
 - 8) その他
- (3) 業務従事予定者の経験、能力
 - 1) 業務管理体制の選択
本案件では、業務管理グループ（副業務主任者の配置）の適用を認めません。
 - 2) 評価対象業務従事者の経歴
評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。
 - a) 業務主任者／財務分析・経営改善（2号）
 - b) 無収水対策計画（3号）各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。
【業務主任者（業務主任者／財務分析・経営改善）】
 - a) 類似業務経験の分野：水道事業体等の財務分析及び経営改善に係る各種業務
 - b) 対象国又は同類似地域：ナイジェリア及び全途上国
 - c) 語学能力：英語
 - d) 業務主任者等としての経験
 - e) その他、学位資格等【業務従事者：担当分野 無収水対策計画】
 - a) 類似業務経験の分野：無収水対策計画の策定、実施に係る各種業務
 - b) 対象国又は同類似地域：ナイジェリア及び全途上国
 - c) 語学能力：英語
 - d) その他学位、資格等

2 プロポーザル作成上の条件

(1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。また、雇用予定者を除く。なお、雇用関係にあるか否かが明確ではない場合は、契約書等関連資料を審査の上、JICA にて判断します。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」

と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。

注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書には、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）を押印してください。

注4) 評価対象外業務従事予定者を補強により配置する場合、契約交渉時に同意書を提出してください。契約時点で確定していない場合、同業務従事者を確定する際に提出してください。

注5) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

(2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

3 プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

別紙：プロポーザル評価配点表

第3 特記仕様書案

1. 業務の背景

ナイジェリア国政府は開発戦略「Vision 20:2020」において2020年までに経済規模で世界上位20位入りするとの目標を掲げ、経済活動の基盤となるインフラ開発や公衆衛生の改善等に取り組んでいる。しかしながら、都市部において安全に管理された飲料水サービスを利用できるのは、2017年時点で人口の25%に留まり、サブサハラアフリカ地域の都市部平均値の50%（WHO/UNICEF JMP（Joint Monitoring Programme））に比べても低い水準にある。

特にナイジェリア国の首都アブジャでは、経済成長に伴って年9.0%程度の増加率で急激に人口増加しており、急激な需要増加に対して給水サービスの整備が追いついていない。給水人口自体は増加傾向にあるものの、アブジャにおける給水サービスへのアクセス率は、2013年の32.8%から2017年の25.0%へと漸減しており（IBNet（The International Benchmarking Network for Water and Sanitation Utilities））、給水サービスの拡大が急務となっている。

アブジャの水道事業運営を担っているのがナイジェリア連邦首都区水道公社（以下「FCTWB」という。）であり、水道施設の運転・維持管理、水料金徴収業務を行っている。FCTWBの無収水率は70%程度と推計されており、無収水率を低下させることにより既存の水資源を最大限有効活用し、急増する水需要に対応することが課題となっている。

このような状況に対し、JICAは2014年～2018年に実施した技術協力プロジェクト「連邦首都区無収水削減プロジェクト」（以下「前協力」という。）では、パイロットエリアで漏水対策を実施することにより、概ね30～40%程度の無収水を削減する成果を上げた。前協力の成果を他地区に拡げていくため、FCTWBは無収水削減のための中期戦略計画（2019-2023）を策定し、FCTWBの年間予算計画に組み込まれることとなった。今後、FCTWBは中期戦略計画に基づいて2023年度までに無収水率を35.1%まで削減することを目標に無収水対策事業に取り組んでいくこととしている。

また、2017年12月にはFCTWBの独立採算化法案が承認され、新総裁の任命、理事会の設立など、独立採算化に向けた組織体制の整備が段階的に進んでいる。他方、FCTWBの料金徴収率は約30%程度と依然として非常に低い水準にあり、漏水の削減が必ずしも効果的に歳入の増加に繋がっていない。低い料金徴収率の原因としては、様々な種類の水道メーターの導入、複雑な料金体系、非効率的な顧客情報の管理や請求書の発行体制などがあり、体系的な水道事業運営がなされていないことが要因と考えられる。独立採算化後は水道料金収入によって事業を運営する必要があるため、FCTWBの水道事業運営能力の強化と財務基盤強化が喫緊の課題となっている。

2. 業務の概要

（1）上位目標

独立採算制度下においてFCTWBが水道事業を持続的に運営する。

（2）業務の目標

FCTWBの財務管理体制が整備され、独立採算制度下におけるFCTWBの水道事業運営能力が強化される。

（3）期待される成果

成果1 FCTWBの事業経営及び財務を担う職員の能力が強化される。

成果2 FCTWBの中期戦略計画に基づく無収水削減活動が持続的に実施される。

(4) 活動

- 1-1. 独立採算制度下にある本邦や第三国の水道事業体の事例も踏まえ、独立採算化への転換期にあるFCTWBが抱える組織体制上の課題を分析し、改善のための助言を行う。
- 1-2. FCTWBの現在の財務上の課題を分析・整理する。
- 1-3. 独立採算制度下においてFCTWBが持続的な水道事業を行うための水道料金制度の検討を支援する。
- 1-4. FCTWBの現在の料金徴収体制、顧客情報管理体制における課題を分析し、水道料金徴収率の向上に資するFCTWBの取組を支援する。

- 2-1. FCTWBが中期戦略計画において策定された2019-2023年度の予算計画を無収水削減活動の進捗状況に応じて見直し、適切な年次計画を策定できるように助言する。
- 2-2. FCTWBが中期戦略計画に基づいて行う優先対象エリア地区選定、同地区における管網図の収集、配水量分析、漏水調査、漏水修理、管路更新計画の策定等の漏水対策活動の進捗状況を確認し、技術的助言を行う。
- 2-3. FCTWBが行う無収水削減活動に必要な水道メーター等の資機材が適切に調達されるよう、調達資機材の仕様書作成を支援する。
- 2-4. FCTWBが行う水道メーターの精度試験に対し、技術的助言を行う。

(5) 業務対象地

ナイジェリア連邦首都区（アブジャ）におけるFCTWBの給水区域（接続数47,000栓程度）

(6) 実施機関及びカウンターパート（C/P）

本業務の実施機関はFCTWBである。本業務の主要C/PはFCTWB総裁及び総務・財務課長、並びにFCTWBの配水、コマース部門の両課長をTechnical Managerとした無収水管理チーム（前協力で体制構築）を想定している。

3. 業務の目的

本業務に関し、「2. 本業務の概要」に記載の活動を実施することにより、期待される成果を発現し、業務の目標を達成する。

4. 業務の範囲

本業務は、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の業務を行い、「7. 報告書等」に示す報告書等を作成するものである。

5. 実施方針及び留意事項

(1) プロジェクトの柔軟性の確保

キャパシティ・ディベロップメントを目的とする業務では、C/Pのパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクトの活動を柔軟に

変更していくことが必要となる。

この趣旨を踏まえ、コンサルタントは、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、必要に応じプロジェクトの方向性について、適宜JICAに提言を行うことが求められる。

JICAは、これら提言について、遅滞なく検討し、必要な処置（先方カウンターパートとの協議、契約の変更等）を取ることにする。

（2）前協力の成果を活かした協力

JICAは2014年～2018年に技術協力プロジェクト「連邦首都区無収水削減プロジェクト」を実施し、FCTWBの水道サービス区域の無収水量の測定及びパイロットエリアにおける無収水削減活動を実施することにより、一定の無収水削減成果を上げた。これらの成果を活用し、FCTWBは無収水削減のための中期戦略計画（2019-2023）を策定し、FCTWBの年間予算計画に組み込まれることとなった。

中期戦略計画では無収水削減活動の考え得る5つのシナリオが策定され、その中から人的、財務的なリソースを考慮し実現可能性の高いシナリオがFCTWBによって採択されている。同シナリオではFCTWB本部が各支所の協力も得つつ、特定の給水区域において無収水削減事業（主に漏水探知、不法接続調査、顧客用水道メーターの設置・交換）を行うことにより、2023年時点で無収水率を35.1%に削減することを目標としている。本業務においても前協力での成果を活かし、中期戦略計画で採択されたシナリオに沿ってFCTWBの活動を支援することが期待される。また、FCTWBの無収水削減活動への予算配分増等により、高位のシナリオに転換できる可能性が生じた場合には、FCTWBによるシナリオ選択の見直しに対して助言を行うこと。

（3）前協力で供与した機材の活用

前協力では、無収水削減のためのパイロットプロジェクトを実施するために必要な機材をFCTWB本部並びにパイロットプロジェクトの対象となった支所に供与している。本協力においても、前協力で供与した機材を効果的に活用しつつ、中期戦略計画に基づいたFCTWBの無収水削減活動を促進することが期待される。なお、中期戦略計画において採択されたシナリオではFCTWBによる追加の機材調達は想定されておらず、既存の機材を有効活用することとしている。

(4) 前協力の実施体制

前協力におけるプロジェクト実施体制は、以下の通りである。現在の FCTWB における無収水対策実施体制の現状を確認の上、前協力で構築された組織体制を活用することで本業務を円滑に実施すること。

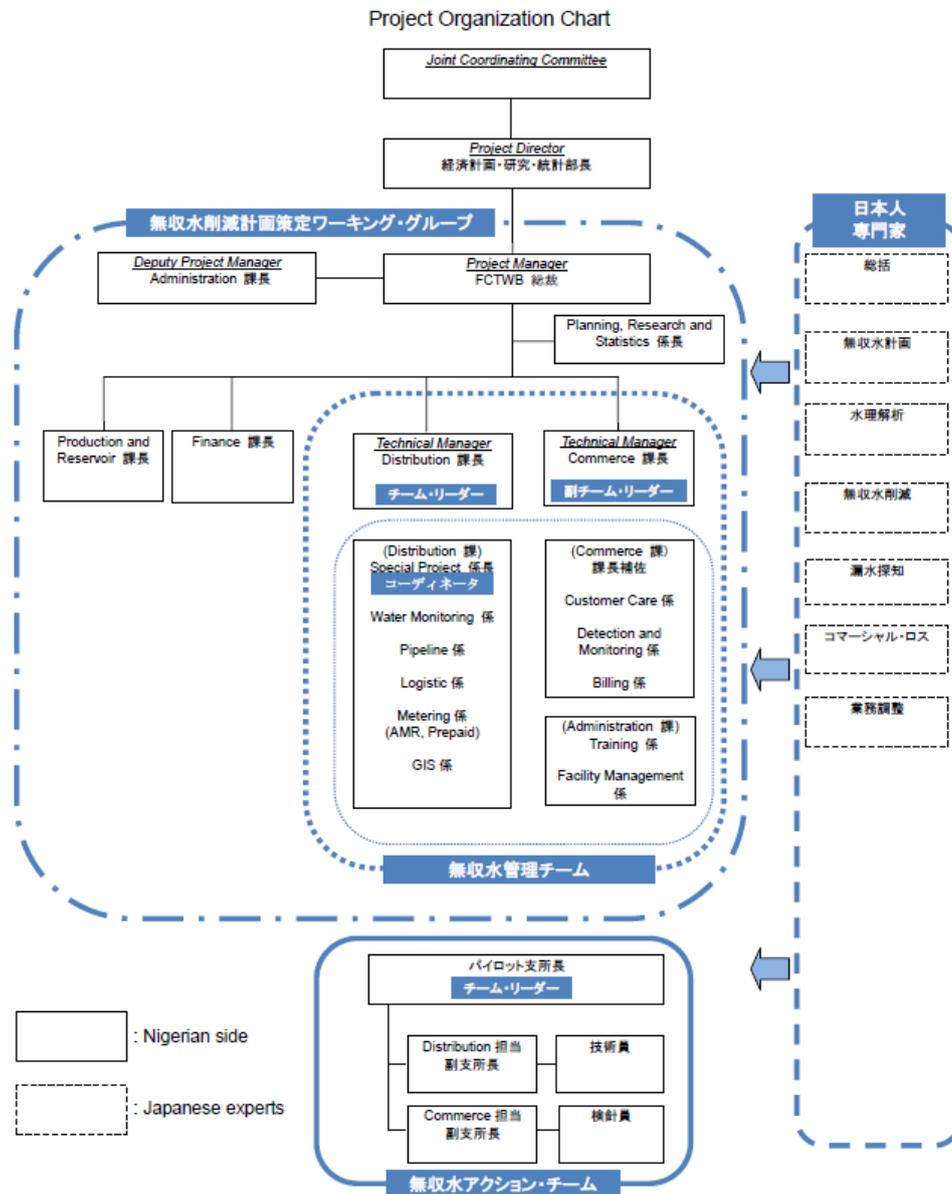


図 1 前プロジェクトの実施体制

(5) 持続可能な水道事業運営のための顧客管理・料金徴収体制の確立

FCTWB の独立採算化後は水道料金収入が事業運営費となるため、料金徴収率向上の重要性が一層高まる。現在の FCTWB の顧客管理・料金徴収業務には下記のような課題があり、FCTWB による総合的な体制見直しを支援することにより、独立採算化後も持続的に水道事業が運営されるよう助言すること。

- 顧客データベースの精度が低く、顧客情報が複数箇所で多重に管理されている。また情報量が統一されていないことに加え、FCTWB 本部と支所間で十

分に情報共有がなされておらず、水道料金の二重請求等の原因となっている。

- FCTWB では機械式メーター、プリペイド式メーター、定額式メーター、AMR (Automatic Meter Reading) メーター等の多岐に亘る顧客用メーターが導入されており、また顧客用メーターが設置されている場合であっても検針作業が適切に行われず、使用水量に基づかない料金請求がなされているケースがある。これにより、顧客の水道料金支払い意思に悪影響が生じるとともに、有収量の計算が困難になっている。
- FCTWB の料金体系が顧客種別毎に異なり、また使用水量に応じた料金種別と月額制の料金種別が混在しており、複雑な体系となっている。

なお、現在 JICA ナイジェリア事務所と FCTWB が検針・料金徴収体制の改善にかかる実証調査 (PoC: Proof of Concept 事業) を現地企業に委託しており、その調査結果も踏まえて助言を行うこと。

(6) 他の公営企業等の独立採算化の事例の活用

過去に独立採算化を経験したことのあるナイジェリア国内外の水道事業体や公営企業等の事例を調査し、組織体制の移行期にある現在の FCTWB が抱える課題解決に資すると思われるような事例があれば FCTWB のマネジメント層 (FCTWB 総裁及び総務課長等を想定) に紹介する。必要に応じて当該事例の関係者との面談等を行うため、FCTWB のマネジメント層らとの業務出張の実施を検討する。

(7) 連邦首都区開発公社 (FCDA) との連携

これまでアブジャの水道施設を含むインフラ施設の整備は、連邦首都区開発公社 (FCDA: Federal Capital Development Authority) が一元的に担っている。FCDA から水道施設整備に係る情報収集を行い JICA に報告するとともに、FCDA と FCTWB が円滑なコミュニケーションを行えるよう支援すること。

(8) 他ドナー等によるアブジャ内の施設整備計画

アブジャでは中国の支援により、一部の地域で配水管の整備が進められている。他ドナー等による施設整備事業の計画概要、進捗、課題等を把握し、随時 JICA に報告すること。

(9) ワークショップ

関係者への情報共有及び技術協力の成果の普及を目的としたワークショップを年に1回程度開催すること。この際、JICA ナイジェリア事務所と協力し、関係省庁、各州関係者、他ドナー等、広く参加者を募ること。参加者は80名程度を想定し、経費は定額での見積もりとすること。

(10) 持続可能な開発目標 (SDGs) を意識した事業運営

本協力事業における目標の設定及びモニタリングにあたっては、SDGs (特にターゲット 6.1 及び 6.4) を念頭におき、他機関との協議資料や対外的な広報資料

には、これらの目標と本プロジェクトの関係を積極的に組み込み、SDGsの達成に対する本協力事業の貢献度を示すよう配慮すること。

(1 1) 評価5項目に留意した計画的な活動の実施

評価5項目(妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性)に十分留意し、効果的・効率的に活動を行うこと。

(1 2) FCTWBの水道事業体としての全体キャパシティの把握

本業務の運営は、FCTWBの水道事業体としての全体キャパシティの状況を把握しながら行うこと。このため、業務渡航後にFCTWBに「発展途上国の都市セクターおよび都市水道事業体に対するキャパシティ・アセスメントのためのハンドブック」(平成22年6月)中の「基本ツール①:水道事業体の業務指標リスト」及び「基本ツール④:水道事業体用基本チェックリスト」に基づいて現状の確認を行い、JICAに報告すること。これら指標について、有意な変化があった際は、本業務に与える正負のインパクトについて見解を付すこと。

(1 3) 安全管理の徹底

- 1) ナイジェリアにおける活動についてはJICAの安全管理基準を厳守すること。なお、同安全管理基準は随時変更があるため、JICAナイジェリア事務所の指示に従うこと。
- 2) 宿舎についてはJICAの安全基準を満たす必要があるため、確保に際してはJICAの指示に従うこと。また、アブジャ及びラゴス市における実ホテル宿泊期間分に関し、以下の宿泊料を上限として積算を行うことを認める。
 - (ア) アブジャ: 22,300円/泊
 - (イ) ラゴス: 22,300円/泊
 - (ウ) その他の都市: コンサルタント等契約が定める宿泊料基準額
- 3) アブジャ中心市街の外(第二リングロード外)、空港への移動の際は、武装警官の手配が必要となるため、JICAナイジェリア事務所の指示に従い、必要な措置を講じること。
- 4) 現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録すること。

6. 業務の内容

業務の内容は以下を想定している。コンサルタントは、より効果的かつ効率的に本業務の目的を達成する方法があれば、プロポーザルにて提案すること。

【業務全体に関すること】

(1) 既存資料の収集、整理、分析およびワーク・プランの作成・協議

本業務において必要な既存資料・情報や関連データを収集、整理、分析し、本業務の全体の実施方針、実施方法、活動計画等の基本方針を策定する。これらの基本方針の策定にあたっては、JICA本部及びJICAナイジェリア事務所、C/Pとも十分に協議する。現地作業開始後2週間以内に、上記の分析結果等を踏まえて、これらをワーク・プラン(英文)に取りまとめ、その内容について、JICAおよび関係機関等と合意する。

(2) 業務完了報告書の作成

業務の全期間の活動内容を業務完了報告書に取りまとめ、FCTWBに対し報告を行う。その際、JICAからも説明に出席する可能性がある。

【FCTWBの事業経営及び財務に関すること】

(3) FCTWBの独立採算化に向けた動きに関する情報収集

FCTWBの独立採算化のために必要な手続き（定款制定、法人登記手続き等）とその進捗状況について情報収集を行い、FCTWBによる円滑移行手続きのために助言を行う。なお、独立採算化に伴う他ドナーによるFCTWB支援の動向についても動きがあれば支援内容を確認の上、JICAに報告すること。

(4) 独立採算制度下におけるFCTWBの組織体制の検討

独立採算化により、現行のFCTWBの組織体制・人員配置等をより最適化する必要性を検討し、FCTWBの将来的な組織体制についてFCTWBのマネジメント層と意見交換を行う。その上で、より適切な組織体制案を策定するとともに、その阻害要因について整理・分析する。

なお、検討にあたっては過去に独立採算化を経験した国内外の公営企業等の事例も参考とし、必要に応じて当該事例の関係者との面談等を行うため、FCTWBのマネジメント層らとの業務出張の実施を検討する。

(5) FCTWBの財務分析

現在のFCTWBの損益計算書（P/L）、貸借対照表（B/S）、キャッシュフロー計算書（C/S）をFCTWB財務職員と共に作成し、現在のFCTWBが抱える財務上の課題を分析する。分析結果をFCTWBのマネジメント層に共有するとともに、解決策について意見交換し、整理する。なお、課題と解決策の分析にあたっては5.（5）項に記載したFCTWBが抱える料金徴収業務上の課題を念頭に置くこと。また、財務諸表の作成にあたっては財務職員への技術移転を念頭に、本業務終了後もFCTWB自身が継続的に自らの組織の財務分析を行えるよう配慮すること。技術移転の方法についてはプロポーザルで提案すること。

(6) 独立採算制度下におけるFCTWBの水道料金制度の検討

上記財務分析に基づき、独立採算制度下においてFCTWBが継続的に水道事業を運営するために必要な水道料金水準を検討・整理する。なお、水道料金の検討にあたってはFCTWBの財務部門と協働して行うこととし、財務職員への技術移転を念頭に、FCTWB自身が継続的に水道料金の見直しを行えるよう配慮すること。

(7) 料金徴収業務マニュアルの策定

FCTWBにおいて明確な就業規則は存在しておらず、各業務プロセスについても明文化された業務フローやマニュアルが存在しておらず、業務に一貫性が見られない。効率性とガバナンスの強化の観点から、現在の業務を整理し、効率的な業務フローを組み直すことの必要性が前協力において提言されている。

独立採算化により料金徴収率の向上が重要になる中で、既存の料金徴収業務の課題と改善策を整理し、業務マニュアルを策定することで、全てのFCTWB職員が一律の料金徴収業務を行える体制を構築する。マニュアル作成作業はFCTWBコマース

部門と共に行い、作成されたマニュアルはワークショップ等を通じて関係者に広く普及させること。

【中期戦略計画に基づく無収水削減事業に関すること】

(8) 前協力対象支所における無収水削減事業の現況確認

前協力で実施した無収水削減事業のパイロットエリアであったGudu、Jabi、Garki I支所を訪問し、前協力終了後の各支所による無収水削減事業の実施状況を確認する。各支所における無収水削減事業を実施する上での課題を分析・抽出し、各支所が持続的に無収水削減事業を実施するために必要な支援をFCTWB本部とともに実施する。

(9) 無収水削減事業に係る年次計画の作成支援

前協力によって策定された5か年の中期経営戦略に基づき、FCTWBが作成する年次計画の策定を支援する。年次計画の策定にあたっては無収水削減事業に必要な経費が適切に予算として計上されているか留意すること。

なお、中期戦略計画には5つのシナリオが策定されており、現在のFCTWBの財務的、人的リソースに鑑みてその内の1つのシナリオが採択されている。ただし、FCTWBの人員体制や予算執行状況等に応じ、柔軟にシナリオを選択することも想定される。年次計画の策定にあたっては、最新の予算状況等を踏まえ、適切なシナリオに基づいた計画となるよう留意すること。

(10) 中期戦略計画に基づく無収水削減事業の進捗確認

中期戦略計画に基づいてFCTWB本部が実施する無収水削減事業（漏水探知、不法接続調査、顧客用水道メーターの設置・交換等）の進捗状況を確認する。

(11) 中期戦略計画に基づく無収水削減事業の促進

上記活動で確認した無収水削減事業の実施上の課題やボトルネックを分析・整理し、より円滑な無収水削減事業の実施を支援する。また、無収水削減事業の実施のために無収水管理チームの下に設置された無収水ユニットの活動に同行し現場での実地研修、支所向けの講習会等を通じた能力強化に取り組む。

(12) FCTWBによる顧客用水道メーターの調達支援

現在のFCTWBには様々な種類の顧客メーターが導入されており、メーター管理と請求水量の算出が非常に煩雑になっており、財務分析が難しくなっている。中期経営計画において、FCTWBは機械式メーターに統一して調達を行うこととしているため、FCTWBによるメーターの仕様書作成等を支援し、適切なメーターの調達を促す。また、水道メーターの規格・認証制度の既往事例等をFCTWBに紹介し、本協力終了後もFCTWBが継続的に良質かつ統一規格のメーターを調達できるように支援する。

(13) 顧客用水道メーターの適切な管理体制構築支援

現在のFCTWBでは水道メーターの定期的な検査、交換は行われていない。料金徴収率向上のためには水道メーターを適切に管理することが重要であり、中期戦略計画においては検査ラボを設立し、メーター検査を行うことが提言されている。メーター検査に関する技術的な助言を行い、FCTWBが適切にメーターを管理できる

体制を構築することを支援する。

7. 報告書等

(1) 報告書等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。本契約における成果品は、業務完了報告書とする。

報告書名	提出時期	部数
ワーク・プラン（英文）	現地業務開始から2週間以内	英文：5部
業務進捗報告書	業務開始から概ね1年後	和文：5部 英文：10部 CD-R：4枚
業務完了報告書	契約終了時	和文：5部 英文：10部 CD-R：4枚

業務完了報告書については製本することとし、その他の報告書等は簡易製本とする。報告書等の印刷、電子化（CD-R）の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。

各報告書の記載項目（案）は以下のとおりとする。最終的な記載項目の確定に当たっては、機構とコンサルタントで協議、確認する。

1) ワーク・プラン記載項目（案）

- a. 業務の概要（背景・経緯・目的）
- b. 業務の実施に係る基本方針
- c. 業務実施の具体的方法（巡回指導案を含む）
- d. 業務実施体制
- e. 業務フローチャート
- f. 要員計画
- g. 先方実施機関便宜供与負担事項
- h. その他必要事項

2) 業務完了報告書及び業務進捗報告書記載項目（案）

- a. 業務の概要（背景・経緯・目的）
- b. 活動内容（業務フローチャートに沿って記述）
- c. 業務目標の達成状況
- d. 成果に係る活動
- e. 投入実績
- f. 業務実施運営上の課題・工夫・教訓（業務実施方法、運営体制等）
- g. 課題及び提言

添付資料（和文報告書に添付する資料は英文でも構わない。）

- ・議事録
- ・その他必要資料

(2) コンサルタント業務従事月報

コンサルタントは、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、以下の内

容を含む月次の業務報告を作成し、共通仕様書第7条に規定されているコンサルタント業務従事月報に添付してJICAに提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、JICAに報告するものとする。

- ア 今月の進捗、来月の計画、当面の課題（計2～3ページ）
- イ 活動に関する写真（1ページ程度）
- ウ 業務フローチャート
- エ その他（当該期間で実施したプレゼン資料等）

第4 業務実施上の条件

1. 業務工程計画

本業務の契約期間は、2020年2月下旬～2022年2月下旬の約24ヵ月間とする。

2. 業務量の目途と業務従事者の構成

(1) 業務量の目途

業務量は以下を目途とする。

(全体) 約 17.0M/M

なお、渡航回数を目安は、「業務主任者／財務分析・経営改善」及び「無収水対策計画」の業務従事者とも5回とする。これらの渡航回数を超える渡航を行う場合、その理由とともにプロポーザルにて提案すること。

(2) 業務従事者の構成

本業務には、以下に示す分野を担当する専門家の配置を想定するが、業務内容及び業務工程を考慮の上、より適切な業務従事者の構成がある場合は、その理由及び経費節減の工夫とともにプロポーザルにて提案すること。以下に示す格付けは目安であり、これを超える格付けを提案する場合は、その理由及び人件費も含めた経費の節減工夫をプロポーザルに記載すること。

- 1) 業務主任者／財務分析・経営改善 (2号)
- 2) 無収水対策計画 (3号)

3. 対象国の便宜供与

(1) カウンターパートの配置

(2) FCTWB内の専門家作業スペース及び水道・光熱費

4. 各種資料

(1) 配布資料

- FCTWB 中期経営戦略 (The Medium-term Strategic Plan for NRW Reduction (2019-2023)) (2018年6月)
- ナイジェリア国 連邦首都区無収水削減プロジェクト プロジェクトブリーフノート (2019年1月)
- 前協力でFCTWBに供与した機材一覧表
- FCTWBに係る「水道事業体 情報整理シート」(2017年9月)
- 検針・料金徴収改善にかかる実証調査 (PoC事業) 概要資料
- FCTWB 組織法 (2017年12月)
- ナイジェリア水セクター参考資料 (JICA ナイジェリア事務所作成、2019年11月)

(2) 閲覧資料

以下の資料がJICA図書館 (<http://libopac.jica.go.jp/>) 上で閲覧できる。

- The Federal Capital Territory Reduction of Non-Revenue Water Project in Federal Republic of Nigeria, Project Final Report (2019年1月)
URL : <https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000039555.html>

5. 現地再委託

本業務では現地再委託業務は予定していない。

6. 資機材調達

本業務では資機材調達を予定していない。

7. その他留意事項

(1) 不正腐敗の防止

本調査の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA 担当者に速やかに相談するものとする。

(2) 複数年度契約

本業務においては、年度を跨る契約（複数年度契約）を締結することとし、年度を跨る現地作業を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ目なく行うことができるため、会計年度ごとの精算は必要ない。

以上

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(40.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	18.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	—	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	(34.00)	
	業務主任者のみ	業務管理グループ
① 業務主任者の経験・能力：業務主任者／財務分析・経営改善	(34.00)	
ア) 類似業務の経験	13.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	
ウ) 語学力	6.00	
エ) 業務主任者等としての経験	7.00	
オ) その他学位、資格等	5.00	
② 副業務主任者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) 業務主任者等としての経験		
オ) その他学位、資格等		
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	(0.00)	
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	0.00	
イ) 業務管理体制	—	
(2) 業務従事者の経験・能力：無収水対策計画	(16.00)	
ア) 類似業務の経験	8.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	3.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	